

ちば市政だよりの発行事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ちば市政だより（以下「市政だより」という。）の発行における事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義、広報広聴主幹及び広報広聴主任については、千葉市広報広聴事務取扱規程（昭和42年訓令（甲）第5号）の例による。

(発行)

第3条 市政だよりは、ちば市政だより発行規則（昭和42年規則第15号）により、発行する。

(配布)

第4条 市政だよりは、原則として市内の1世帯につき1部を配布する。その他、広報広聴課長が必要と認める場合は、配布するものとする。

(掲載手続)

第5条 広報広聴主任は、その課において所掌する事務のうち、市政だより全市版をもって市民に周知させるべき事項については広報広聴課へ、市政だより区版をもって区内に周知させるべき事項については各区役所地域振興課へ、原稿を作成し、広報連絡書（市政だより）（様式第1号）により提出するものとする。

2 前項に規定するもののほか、広報広聴課長又は各区役所地域振興課長が、市政だよりに掲載することが適当と認め、その資料を求めた場合には、広報広聴主任はその資料を作成し、広報連絡書（市政だより）（様式第1号）により広報広聴課又は各区役所地域振興課へ提出するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市政だよりの発行の事務取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。